（削る）
2～4　（略）
（削る）

（デジタル情報活用推進室並びに国際・デジタル政策企画調整官及び海外プロジェクト推進官）

第四十五条　国際・デジタル政策課に、デジタル情報活用推進室並びに国際・デジタル政策企画調整官及び海外プロジェクト推進官それぞれ一人を置く。

2　デジタル情報活用推進室は、都市局の所掌事務に関するデジタル技術及び情報の活用の推進に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務（国際・デジタル政策企画調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　（略）
（削る）
（削る）
4　国際・デジタル政策企画調整官は、命を受けて、国際・デジタル政策課の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

5　海外プロジェクト推進官は、命を受けて、都市局の所掌に属する国際関係事務で海外におけるプロジェクトに係る我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（緑地環境室並びに公園利用推進官及び国際緑地環境対策官）

第五十二条　公園緑地・景観課に緑地環境室並びに公園利用推進官及び国際緑地環境対策官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）
（削る）
4・5　（略）

3　国際室に、室長を置く。
4～6　（略）
7　海外プロジェクト推進官は、命を受けて、都市局の所掌に属する国際関係事務で海外におけるプロジェクトに係る我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（デジタル情報活用推進室及び都市環境政策室並びに都市政策企画調整官）

第四十五条　都市政策課に、デジタル情報活用推進室及び都市環境政策室並びに都市政策企画調整官一人を置く。

2　デジタル情報活用推進室は、都市局の所掌事務に関するデジタル技術及び情報の活用の推進に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

3　（略）
4　都市環境政策室は、都市局の所掌事務に関する都市における環境の保全（良好な環境の創出を含む。）に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関する事務（都市計画課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5　都市環境政策室に、室長を置く。
6　都市政策企画調整官は、命を受けて、都市政策課の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（新設）

（緑地環境室及び景観・歴史文化環境整備室並びに公園利用推進官及び国際緑地環境対策官）

第五十二条　公園緑地・景観課に緑地環境室及び景観・歴史文化環境整備室並びに公園利用推進官及び国際緑地環境対策官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）
4　景観・歴史文化環境整備室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　屋外広告物に関すること。
二　景観法（平成十六年法律第百十号）（第三章を除く。）の規定による良好な景観の形成に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。
三　古都（明日香村を含む。）における歴史的風土の保存に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
四　古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）の規定による特別保存地区並びに第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区内における歴史的風土の維持保存に関すること。
五　地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号。第二十八条及び第三十条並びに第五章を除く。）の施行に関すること。
5　景観・歴史文化環境整備室に、室長を置く。
6・7　（略）